

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果について、同条第 5 項の規定により別添のとおり公表します。

令和 8 年 7 月 17 日

千曲市監査委員 春 日 良 太

千曲市監査委員 柳 澤 眞由美

監 第 17 号
令和8年7月17日

請求人 ○○○○ 様

千曲市監査委員 春 日 良 太
千曲市監査委員 柳 澤 眞由美

住民監査請求（千曲市職員措置請求）に係る監査の結果について（通知）

令和8年5月21日付けで提出された千曲市職員措置請求書（資料No.1）及び令和8年5月29日付け補正書（資料No.2）について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査した結果を、下記のとおり通知します。

記

第1 請求書の受付

地方自治法第242条第1項の規定により、令和8年5月21日付けで、次の者から事実を証する書面を添え千曲市職員措置請求書（以下「請求書」という。）が提出され、令和8年5月22日付けでこれを受け付けた。

また、請求内容について、同条第2項の規定に係る請求要件の確認を求めたところ、令和8年5月29日付けで請求人から補正書が提出され、令和8年6月1日付けでこれを受け付けた。

請求人 ○○○○

第2 請求の受理

令和8年5月22日付けで受け付けた請求書において取り消しを請求された、令和元年東日本台風災害に起因する令和6年度と令和7年度の固定資産税及び都市計画税の減免措置については、地方自治法第242条第2項において「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事はできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定していることから、令和6年度分について同項に規定する正当な理由の提示を求めたところ、請求人からは補正書において、令和7年度分のみの請求へ変更したい旨の申し出があった。

なお、請求人は補正書において「令和7年度本件減免措置が確定した日は、公文書開示請求で判明しなかったため、その日を令和7年度固定資産税第1期納期限の令和7年6月2日と推定する。」としているが、令和7年度固定資産税減免措置を行った日は、その後の監査対象部局への聴き取りにより課税額を更正した最初の日である令和7年7月2日以降であることを確認した。

以上のことから請求書及び補正書（以下「請求書」と「補正書」を併せて「請求書」という。）は、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項の規定による要件を具備しているものと認め、令和 8 年 6 月 9 日付けでこれを受理した。

第 3 請求の内容（要旨）

1 請求の主旨

千曲市長は、令和元年東日本台風災害で住家被害を受けた被災者が所有する固定資産税及び都市計画税に対する令和 7 年度減免措置適用額 金 5,390,000 円の減免措置を取り消すこと。

2 請求の理由

千曲市長は、地方税法第 367 条及び第 702 条の 8 第 7 項並びに千曲市税条例第 71 条第 1 項第 4 号及び千曲市都市計画税条例第 1 条第 2 項の規定を適用し、令和元年度第 3 期第 4 期の固定資産税及び都市計画税に本件減免措置を決定した。

さらに、令和 2 年から令和 7 年度までの各年度についても、本件減免措置を継続して決定した。

これらの適用対象は、賦課期日後に天災その他の事由により滅失、又は甚大な損害を受けた固定資産であり、このような固定資産について減免がなされるのは、天災等によって固定資産が滅失、又は甚大な被害を受けた場合に、その補修等による出費等で一時的に担税力が失われ、固定資産税を徴収することが著しく困難であるためと解される。

また、憲法が租税法律主義を規定していることから派生する租税条例主義の趣旨は固定資産税の減免処分にも及ぶ。故に規定の文言を厳格に解釈すべきで、判断の前提となった事情が事実的基礎を有し、その判断が社会通念に照らして合理性を有する場合に限り、市長の裁量権の実行として減免措置が許されるものである。

請求者が千曲市に対し公文書開示請求し、交付された本件減免措置の固定資産税・都市計画税減免申請書の何れの年度の様式においても、「3. 事由を証明する書類等」の項目が見え消し線（不要との意味と思われる）処理されていること、伺書の起案文中に「申請を確認次第承認してよろしいでしょうか。」の記載があることから、減免申請者から提出される写真等や税務職員による実地調査等で対象固定資産の状況等を確認していないと思われ、減免適用要件の確認が著しく不十分である。

千曲市復旧計画（令和元年東日本台風災害）9 ページに記載されている被害の概要から半壊以上の罹災証明書が発行された世帯が 345 世帯（半壊 344 世帯・全壊 1 世帯）、公文書開示請求により交付された公文書に記載の令和 2 年度の本件減免措置対象者数が 328 人となっているため、半壊以上の罹災証明書が発行された家屋の所有者のうち、複数の家屋を所有するものや評価額が免除点未満で課税されない家屋の所有者等を差引いた所有者に減免申請書の提出を促し、実地調査等を行わず、減免承認してきたと思われる。

東日本大震災や能登半島沖地震等の大規模災害時の固定資産税の減免に際して、実地調査を行わず、罹災証明書の発行をもって、職権減免措置が適用実施されたことがある

が、これは、災害が甚大で広範囲であり、減免申請に対応できない課税庁の体制及び被害の状況が明らかな場合に、暫定的に実施されたものである。

実地調査等は行わずに申請承認するという職権減免に準ずるような千曲市の取扱いがこれほど長期間（発災から 7 年度分）に渡り、許されるべきではない。

地方税法第 352 条の 3 及び第 702 条の 4 の 2 において、震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税及び都市計画税の減額期間が規定されているが、代わりの家屋を取得、又は改築された翌年度の賦課から 4 年度分を減額すると規定している。

家屋を失った被災者の固定資産税及び都市計画税でさえ、4 年度分までが減額されているのである。

家屋を失い、新たに家屋を取得等した被災者の経済的損失や出費は、補修等で復旧した被災者の損失や出費と比較して多額であり、保守等で復旧した被災者の家屋の固定資産税及び都市計画税を 4 年度分を超えて減免措置することは、公平性を欠き、裁量権を逸脱した行為である。

令和 6 年 1 月 1 日時点では、被災者において、火災保険や支援金・義援金等で金銭的給付を受け、住家の新築修繕が行われて修理や建替等が終了し、納税者の担税力が回復しており、減免の適用主体となる納税者及び減免規程の対象となる固定資産も存在しないと思われる。

また、本件減免措置開始から 4 年度分を超える令和 6 年度以降の本件減免措置は、前述の地方税法第 352 条の 3 及び第 702 条の 4 の 2 の規定からも読み取れる法の趣旨を超える期間であり、もはやそれを決定できる法的根拠がない。

法令の趣旨や実態に鑑みれば、千曲市長が決定した令和 6 年度以降の本件減免措置は裁量権の逸脱により行われたもので、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当な公金の賦課であり、徴収を怠る事実である。

第 4 監査対象事項

令和元年東日本台風災害で住家被害を受けた被災者に対し行われた固定資産税及び都市計画税の減免措置のうち、令和 7 年度の減免措置適用額 5,390,000 円は、市長の裁量権を逸脱した違法若しくは不当な公金の賦課であり、徴収を怠る事実であるかどうかについて、以下の点に着目して監査の対象とした。

- (1) 地方税法第 352 条の 3 及び第 702 条の 4 の 2 において、震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税及び都市計画税の減額期間は 4 年間であり、これを超える期間に亘って地方税法第 367 条及び第 702 条の 8 第 7 項による減免措置を続けたことは、法の趣旨を超えており裁量権を逸脱しているかどうか。
- (2) 減免申請者から提出される写真等や税務職員による実地調査等で対象固定資産の状況等を確認しておらず、減免適用要件の確認が著しく不十分であるかどうか。

第 5 監査請求及び監査の対象部局

総務部税務課

第 6 監査の実施

1 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき令和 8 年 6 月 4 日付けで千曲市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述機会の付与について通知し、請求人より令和 8 年 6 月 8 日付けで陳述書及び陳述等に関する意向確認書の提出を受け令和 8 年 6 月 9 日受理した。

上記文書による請求人の意向を受け請求人の陳述は行わず、請求の要旨を補完する陳述書（資料No.3）のみを受理した。

2 関係職員の陳述及び事実確認書類の提出

総務部長に対し、令和 8 年 6 月 4 日付けで千曲市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述について通知し、令和 8 年 6 月 19 日に関係職員の陳述及び調査を行った。なお、地方自治法第 242 条第 8 項に基づく請求人の立ち合いについては請求人の意向により欠席のうえ実施した。なお、陳述での傍聴は個人情報を取り扱うため非公開とした。

また、これと並行して、対象部局の関係職員に対し監査対象事項を特定するため事実確認書類の提出を求めた。

第 7 監査における法的根拠及び事実の認定

監査対象事項について、関係書類等を調査するとともに陳述聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

1 減免措置に係る法的根拠

① 地方税法における固定資産税の減免及び都市計画税の賦課徴収の規定

固定資産税の減免については、地方税法第 367 条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定されている。

また都市計画税の減免については、地方税法第 702 条の 8 第 1 項において「都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする」とされ、同条第 7 項では、「第一項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第 367 条、第 368 条第 3 項又は第 369 条第 2 項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。（以下略）」と規定されている。

② 市条例における固定資産税及び都市計画税の減免の規定

固定資産税の減免については、市税条例第 71 条第 1 項において「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減額し、又は免除する。

第 1 号 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

第 2 号 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

第 3 号 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場の事業の用に供する固定資産（土地については、住宅用地以外の土地に限る。）

第 4 号 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

第 5 号 前号に掲げるもののほか、特別な事情があると市長が認めるもの」と規定されている。

また都市計画税の減免については、都市計画税条例第 6 条において、「都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。（以下略）」と規定されている。

2 減免措置の手続き

千曲市における固定資産税の減免に係る手続きについては、市税条例第 71 条第 2 項の規定により、「前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号（第 71 条第 1 項第 1 号～第 5 号）のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。」とされ、申請書には納税義務者の住所・氏名、被災家屋の所在・構造・床面積等及び減免を受けようとする事由やその被害の状況等を記載するよう列記されている。

3 令和 7 年度の減免措置の状況

本件監査請求の対象である令和 7 年度の減免措置については、令和 7 年 5 月 1 日付けで対象者 300 名に対し「令和 7 年度分 固定資産税・都市計画税減免申請書」を送付し、申請のあった 283 名の対象家屋の固定資産税等に対し、罹災証明書の元となる住家被害認定調査における損害の程度を減免割合として適用し、「市税減免承認通知書」を送付している。

また、令和 7 年度減免措置による税額更正日は、令和 7 年 7 月 2 日、7 月 11 日、8 月 14 日及び 8 月 15 日である。

・ 減免前の賦課

賦課決定日 令和 7 年 5 月 1 日

納税通知書発送 令和 7 年 5 月 1 日

対象者の賦課決定額 固定資産税・都市計画税 合計 22,661,700 円
(被災住家以外も含む)

・減免率 半壊 4/10 大規模半壊 6/10 (従前と同じ)

・減免決定額 固定資産税・都市計画税 合計 5,390,000 円

(令和 7 年 8 月 15 日現在)

なお、令和元年度から令和 6 年度までの減免実績をまとめると以下のとおりである。

年 度	減免対象者数(人)	減免承認者数(人)	減免額 (固定-都計の合計)(単位:円)
元年度	341	306	2,940,400
2 年度	328	290	5,950,300
3 年度	320	307	5,746,000
4 年度	313	270	5,241,000
5 年度	312	280	5,506,300
6 年度	310	291	5,521,700

(注 1) 減免対象者については、罹災証明書発行対象家屋のうちその後取り壊し等により滅失した家屋の所有者については対象としていない。

(注 2) 減免承認者数については、申請による減免決定のため年度によって増減が生じている。

4 令和 8 年度以降の減免措置の取扱い

令和元年東日本台風被害に起因する減免措置については、近隣市の対応状況等に鑑み令和 7 年度の減免措置をもって終了したことを確認した。なお、補修等が行われず家屋の被害が現状でも認められるものについてのみ損耗減点補正率を用いて税額の軽減を図ることとし、令和 7 年 10 月から 12 月にかけて現況調査を行ったうえで、令和 8 年度の税額算定に反映していることを確認した。

第 7 監査の結果

1 主文

本件監査請求を棄却する。

2 判断の理由

固定資産税等の減免については、地方税法の規定を根拠に各市町村の条例に基づき行うことができることとされている。また市税条例第 71 条第 1 項において減免ができる事由について列挙しており、本件減免措置自体は同項第 4 号に該当し適法であることは明らかである。

固定資産税等の減免措置適用期間については、地方税法及び市条例において明確な規定はなく、請求人が主張する地方税法 352 条の 3 及び第 702 条の 4 の 2 における震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額の規定は、

滅失し若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税について、4年度分に限り減額することを定めたものであり、本件のような減免措置についてもこの期間制限を類推適用することは適当ではないと考えられる。

本件減免措置は、地方税法及び市条例に基づき、被災家屋の所有者からの申請をもって減免を決定しており、法律上明確な期間の制限がない以上市長の裁量権の範囲内で行われた減免措置であると認められる。

また、減免措置の決定に当たり、減免申請者から提出される写真等や税務職員による実地調査等で対象固定資産の状況等を確認しておらず、減免適用要件の確認が著しく不十分であるとの請求人の主張については、減免対象の範囲及び減免割合は被災時の損害の程度により決定するものであり、罹災証明書は個別に住家被害認定調査を行い発行されている経緯から、この罹災証明書をもって減免の可否及び減免割合を決定することは妥当であると考えられる。

第8 意見

以上のとおり、本件監査請求については棄却するが、監査の実施過程で本件減免措置についていくつかの課題を把握したため、次のとおり意見を述べる。

令和元年の東日本台風災害では、千曲市において全半壊を含め1,300棟を超える住家等が浸水被害を受け、4,000人を超える被災者が発生するなど未曾有の災害に見舞われ、早急な被災者支援と復興が求められたところであり、本件減免措置についても可能な限りの被災者支援の観点から実行されたものとする。

一方で、今回の監査に当たり把握した近隣市が行った固定資産税及び都市計画税の減免措置については、一部の市を除き令和元年度のための適用に留めており、地方税の自治体間における均衡という点で、十分な考慮が必要であったと思われる。

また、近年の大規模自然災害の頻発を受け、国・県・市町村では独自策を含め被災者支援策を充実・強化しており、税の減免措置についてもこれら被災者支援策を含めた総合的な観点からその運用を図る必要があると思われる。

このため、本件固定資産税等の減免措置については、十分な振り返りを行い、大規模災害の発生時における適用期間や手続き等について、予め基本的な対応方針や事務取扱規定の整備を行うなどの取り組みを進めるよう要望する。

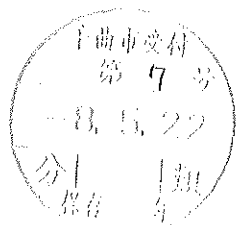
以上

添付資料

No. 1 千曲市職員措置請求書（住民監査請求書） ※添付の事実証明書は省略

No. 2 補正書

No. 3 陳述書



千曲市職員措置請求書（住民監査請求書）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

千曲市長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

千曲市長は、令和元年東日本台風災害で住家被害を受けた被災者が所有する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税に対する減免措置（以下：本件減免措置）のうち令和 6 年度本件減免措置適用額 金 5,521,700 円、令和 7 年度本件減免措置適用額 金 5,390,000 円の減免措置を取消せ。

2 請求の原因

千曲市長は、地方税法第 367 条及び第 702 条の 8 第 7 項並びに千曲市税条例第 71 条第 1 項第 4 号及び千曲市都市計画税条例第 1 条第 2 項の規定を適用し、令和元年度第 3 期第 4 期の固定資産税及び都市計画税に本件減免措置を決定した。

さらに、令和 2 年から令和 7 年度までの各年度についても、本件減免措置を継続して決定した。

本件減免措置の法根拠として、地方税法第 367 条では「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他事情がある者に限り、当該市町村の条例に定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定している。

適用の主体が納税者であり、納税者の担税力に着目した規定であることは明らかである。

なお、都市計画税の減免については、地方税法第 702 条の 8 第 7 項において「市町村長が第 367 条、第 368 条第 3 項又は第 369 条第 2 項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。」と規定していることから、同様の根拠となる。

これらの適用対象は、賦課期日後に天災その他の事由により滅失、又は甚大な損害を受けた固定資産であり、このような固定資産について減免がなされるのは、天災等によって固定資産が滅失、又は甚大な被害を受けた場合に、その補修等による出費等で一時的に担税力を失われ、固定資産税を徴収することが著しく困難であるためと解される。

また、憲法が租税法律主義を規定していることから派生する租税条例主義の趣旨は固定資産税の減免処分にも及ぶ。故に規定の文言を厳格に解釈すべきで、判断の前提となった事情が事実的基礎を有し、その判断が社会通念に照らして合理性を有する場合に限り、市長の裁量権の実行として減免措置が許されるものである。過去の裁判においても「租税法律主義のもと、租税法領域での課税庁の処分に自由裁量は認められず、法規裁量の範囲で認められるものであり、固定資産税の減免事由についても同様である。」（平成 18 年 2 月 2 日福岡高裁 平成 17 年（行コ）第 12 号判決）とされている。

請求者が千曲市に対し公文書開示請求し、交付された本件減免措置の固定資産税・都市計画税減免申請書の何れの年度の様式においても、「3. 事由を証明する書類等」の項目が見え消し線（不要との意味と思われる）処理されていること、伺書の起案文中に「申請を確認次第承認してよろしいでしょうか。」の記載があることから、減免申請者から提出される写真等や税務職員による実地調査等で対象固定資産の状況等を確認していないと思われ、減免適用要件の確認が著しく不十分である。

千曲市復旧計画（令和元年東日本台風災害）9 ページに記載されている被害の概要から半壊以上の罹災証明書が発行された世帯が 345 世帯（半壊 344 世帯・全壊 1 世帯）、公文書開示請求により交付された公文書に記載の令和 2 年度の本件減免措置対象者数が 328 人となっているため、半壊以上の罹災証明書が発行された家屋の所有者のうち、複数の家屋を所有する者や評価額が免除点未満で課税されない家屋の所有者等を差引いた所有者に減免申請書の提出を促し、実地調査等を行わず、減免承認してきたと思われる。

東日本大震災や能登半島沖地震等の大規模災害時の固定資産税の減免に際して、実地調査を行わず、罹災証明書の発行をもって、職権減免措置が適用実施されたことがあるが、これは、災害が甚大で広範囲であり、減免申請に対応できない課税庁の体制及び被害の状況が明らかな場合に、暫定的に実施されたものである。

実地調査等を行わずに申請承認するという職権減免に準ずるような千曲市の取扱いがこれほど長期間（発災から 7 年度分）に渡り、許されるべきではない。

地方税法第 352 条の 3 及び第 702 条の 4 の 2 において、震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税及び都市計画税の減額期間が規定されているが、代わりの家屋を取得、又は改築された翌年度の賦課から 4 年度分を減額すると規定している。

家屋を失った被災者の固定資産税及び都市計画税でさえ、4 年度分までが減額されるのである。

家屋を失い、新たに家屋を取得等した被災者の経済的損失や出費は、補修等で復旧した被災者の損失や出費と比較して多額であり、補修等で復旧した被災者の家屋の固定資産税及び都市計画税を 4 年度分を超えて減免措置することは、公平性を欠き、裁量権を逸脱した行為である。

令和 6 年 1 月 1 日時点では、被災者において、火災保険や支援金・義援金等で金銭的給付を受け、住家の新築修繕が行われて修理や建替え等が終了し、納税者の担税力が回復しており、減免の適用主体となる納税者及び減免規定の対象となる固定

資産も存在しないと思われる。

また、本件減免措置開始から4年度分を超える令和6年度以降の本件減免措置は、前述の地方税法第352条の3及び第702条の4の2の規定からも読み取れる法の趣旨を超える期間であり、もはやそれを決定できる法的根拠がない。

法令の趣旨や実態に鑑みれば、千曲市長が決定した令和6年度以降の本件減免措置は裁量権の逸脱により行われたもので、地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の賦課であり、徴収を怠る事実である。

違法若しくは不当な減免措置で千曲市の歳入を減じることが看過できない。

よって、請求の要旨の措置を請求する。

なお、公文書部分開示決定通知書（令和8年4月13日 第8号）により、各年度の減免棟数は不明とのことである。

3 請求者

・ 住所



・ 氏名（自署）



・ 電話番号



4 添付した事実証明書

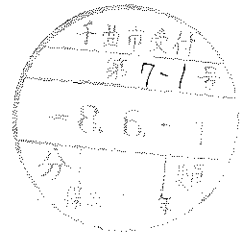
（1）公文書部分開示決定通知書（令和8年4月13日 第8号）の写し
（2ページ）

（2）千曲市情報公開条例に基づく公開請求に係る公文書の交付について（通知）
（令和8年4月27日 税第8号）により送付された通知と書面の写し
（18ページ）

（3）千曲市復旧計画（令和元年東日本台風災害）の表紙と9ページ
（2ページ）

令和8年5月21日

千曲市監査委員 様



補 正 書

令和8年5月21日付で提出した千曲市職員措置請求書（住民監査請求書）について、下記のとおり補正します。

記

1 請求の要旨

千曲市長は、令和元年東日本台風災害で住家被害を受けた被災者が所有する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税に対する減免措置（以下：本件減免措置）のうち令和6年度本件減免措置適用額 金5,521,700円、令和7年度本件減免措置適用額 金5,390,000円の減免措置を取消せ。

を

1. 請求の要旨

千曲市長は、令和元年東日本台風災害で住家被害を受けた被災者が所有する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税に対する減免措置（以下：本件減免措置）のうち住民監査請求の対象となる、令和7年度本件減免措置適用額 金5,390,000円の減免措置を取消せ。

なお、令和7年度本件減免措置が確定した日は、公文書開示請求で判明しなかったため、その日を令和7年度固定資産税第1期納期限の令和7年6月2日と推定する。

に補正する。

請求者

・ 住所



・ 氏名（自署）



・ 電話番号



令和8年5月29日

千曲市監査委員 様

陳述書

1 請求の要旨を補完する事項

請求の原因でも記しましたが、地方税法352条の3及び第702条の4の2において、被災し、家屋等を失い、解体等を行わなければならない、減免対象となる固定資産を失った被災者が新たに新築等した固定資産の固定資産税を4年間減額（半額）おとしています。

これは、法が4年間で租税力は回復していると前提を推定しているからです。

被災したから、というだけで減免するのは、4年間まで、ここまでが減免や減額を決定する者の裁量ということでは。

これ以降は、納税者の租税力や固定資産の状況も個別具体的に確認し、納税の猶予等の別の措置もすべきです。

よって、千曲市長が行った令和6年度以降の本件減免は裁量権の逸脱により行われたものであり違法です。

8 年 6 月 8 日

氏 名

千曲市監査委員 あて